

佐賀県規則第24号

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則（平成25年佐賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免申請) 第8条 略</p>	<p>(手数料の減免申請) 第8条 略 <u>(療養病床に係る既存の病床の数とみなす場合)</u> 第9条 条例附則第4項の規定により、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第7条の新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を平成36年3月31日までの間、<u>療養病床に係る既存の病床の数とみなす場合は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。